

# 売店等設置・運営要項

令和7年度全国高等学校総合体育大会第75回全国高等学校スケート競技・アイスホッケー競技選手権大会会場における売店等の設置及び運営についてはこの要項による。

## 1 目的

栃木県実行委員会(以下「実行委員会」という。)は、大会参加者及び一般観覧者に便宜を与えることを目的に売店等を設置するものとする。

## 2 出店者の選定

実行委員会は、出店希望者で、次の事項に該当するものの中から出店者を選定し、売店等施設の使用を許可する。

- (1) 営業経験・実績が豊富で、信頼できる業者であること。
- (2) 関係法令に違反していないこと。
- (3) 本大会のために、協賛金等の御支援、御協力をいただけること。

## 3 出店申請

出店希望者は、売店等設置申請書(第1号様式)に関係書類を添えて(公財)全国高等学校体育連盟及び実行委員会会長へ申請するものとする。

## 4 売店等設置許可書の交付

(公財)全国高等学校体育連盟及び実行委員会会長は、申請内容を審査し、適切であると認めたものについて売店等設置許可書(第2号様式)を交付するものとする。

## 5 出店の場所

出店の場所は、実行委員会及び関係施設で指定した場所とする。

## 6 出店の期間

出店の期間は、令和8(2026)年1月22日(木)から26日(月)の5日間以内とする。

## 7 遵守事項

出店者及び従業員は、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 売店等の設置、運営及び撤去に要する一切の経費を負担するものとする。
- (2) 服装は清潔なものを着用し、適切な態度での接客を心掛ける。
- (3) 販売品の搬入・陳列・搬出は、大会運営に支障のないようを行う。
- (4) 食品衛生法に基づく許可が必要な業種の場合は、許可を取得する。
- (5) 販売品には適正な表示を行い、販売価格を明示する。

## 8 禁止事項

売店においては、次の事項を禁止する。

- (1)出店の権利を第3者に譲渡し、転貸し又は、売店の管理運営を委託すること。
- (2)商品を不当な価格で販売すること。
- (3)指定された売店等以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4)出店申請品以外の販売をすること。

## 9 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次の各号の1つに該当するときは、出店を取り消すものとする。

- (1)関係法令並びに、売店等設置要項等に違反したとき。
- (2)その他、実行委員会が不適当と認めたとき。

## 10 損害賠償

出店者が、施設及び第3者に損害を与えたときには、損害の責任を負うものとする。

## 11 現状回復

出店者は、大会終了後速やかに出店に要した諸物品を搬出し、現状に復し実行委員会に報告するものとする。

## 12 その他

この要項について疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、関係者と協議して定めるものとする。